

## Client Alert

17 March 2025

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



竹中 陽輔  
パートナー  
03 6271 9548  
[Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com](mailto:Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com)



松澤 由香  
アソシエイト  
03 6271 9708  
[Yuka.Matsuzawa@bakermckenzie.com](mailto:Yuka.Matsuzawa@bakermckenzie.com)

## 日本：「すしざんまい」事件 控訴審判決（知的財産高等裁判所令和6年(ネ)第10031号）

外国でのみ登録・使用されている商標が日本国内向けのウェブサイトに掲載された場合、日本国内の商標権の効力は及ぶのか。

本事案では、海外でしか登録・使用していない商標「Sushi Zanmai」が、日本国内向けウェブサイトに掲載されていたため、これを商標の「広告的使用」として、国内の「すしざんまい」の商標権に基づいて権利行使された。第一審では侵害を認容、知財高裁では一転し、複数の観点から権利侵害が否定された。

しかし、ビジネスの多角化・ポータレス化が進む今日、複数言語の選択が可能な企業の公式ウェブサイトは増えつつあり、各国拠点の事業を紹介する事業紹介ページなどは今やどの企業も採用している。このように、一つのウェブサイトが、多様な国・事業者や消費者を対象として発信されるようなケースも多くみられるようになっている。

そのような状況の中、果たして「日本で使用していないから問題ない」として、ウェブページで海外事業に関する名称やロゴを掲載して全く問題ないと言い切れるだろうか。本件は、海外事業についての名称やロゴを国内で掲載する場合のリスクについて、一定の示唆を与える事案である。

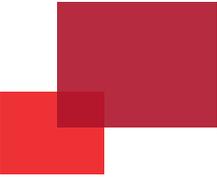
### 1. 事案の概要

日本で寿司チェーン「すしざんまい」を展開する株式会社喜代村（一審原告・被控訴人）は、ダイショージャパン株式会社（一審被告・控訴人）に対し、被告のウェブサイトに「Sushi Zanmai」等の表示（以下、「本件ウェブサイト」及び「本件各表示」）を付す行為が商標権侵害及び不正競争防止法違反に該当するとして、当該表示の差止め及び損害賠償を求める訴訟を提起した。

被告は、魚介類等の輸出入及び販売等の事業を主とし、外国で飲食店を経営する SUPER SUSHI SDN.B HD.（以下、「スーパースシ」）等と共に、「ダイショーグループ」を構成する企業である。被告は、同グループ各社に対しても日本の食材の輸出を行っており、スーパースシはマレーシアにおいて寿司店「Sushi Zanmai」（以下、「本件すし店」）を営んでおり、本件ウェブサイト上の本件各表示は、本件すし店を示すものである。

原判決は、本件ウェブサイトにおける本件各表示の掲載について商標権侵害を認め、各表示の差止、削除及び損害の一部を認容したところ、被告が控訴した。しかし知財高裁では、被告敗訴部分を取り消し、原告の請求をいずれも棄却した。

### 2. 第一審（東京地方裁判所令和3年(ワ)第11358号）



第一審判決は、本件ウェブサイトは日本語で記載されていたため日本国内の取引者及び需要者に向けたものであり、本件各表示は、本件すし店に関するものとして「手頃な価格で幅広い客層が楽しめる回転寿司。・・・」との説明が掲載されている。よって、本件各表示に係る役務は「すしを主とする飲食物の提供」と類似する役務であると認められ、かかる役務の広告として本件各表示を使用（商標法2条3項8号）しているから商標権侵害にあたり、本件各表示の削除及び損害の一部（ライセンス使用料相当額）を認容した。

さらに、同判決は、本件ウェブサイトが主に日本国内の取引者及び需要者に向けたものであり、かつ、本件各表示は「すしを主とする飲食物の提供」という役務に係るものといえるから、本件各表示が外国にある飲食店に関するものであっても、日本における原告の商標の出所表示機能および品質保証機能を害するとも認定した。

### 3. 控訴審（知的財産高等裁判所）

知財高裁は、原判決を取り消し被控訴人の請求をいずれも棄却した。その理由は次の通りである。

#### (1) 商標法2条3項8号の使用

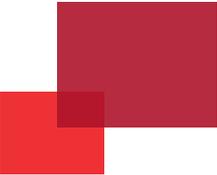
知財高裁は、本件ウェブサイトは、食材の輸出に関連する内容が随所にみられ、食材の海外輸出を検討する国内事業者に向けたものであることが明らかであること、平成26年9月から令和5年11月頃までの期間において、本件ウェブサイトに設けられた一般的な問合せフォームを利用して行われた問合せ394件は、すべて事業に関する問合せであり、各飲食店に関する一般消費者からの問合せはなかったこと、一方、本件各表示は、ページ末尾に簡潔な説明文と英文ウェブサイトへのリンクがあるのみで、メニューの内容、価格、店舗所在地等一般消費者に向けて本件すし店の役務の内容を知らせる情報が乏しく、全体に占める掲載スペースも小さいことを考慮すれば、本件ウェブサイトは、日本からの食材の輸出という役務の広告というべきで、本件すし店の役務に係る出所表示機能、自他商品識別機能等を果たす態様で使用されているとは評価できず、よって本件すし店の「役務に関する広告」としての使用（商標法2条3項8号）とは認められないと判断した。

#### (2) 被告各表示と原告各商標権の侵害

知財高裁は、本件各表示が日本語の本件ウェブサイトに掲載されていることから、仮に本件各表示が本件すし店の「広告」に該当する場合であっても、原告各商標権を侵害するものではないとも述べた。その理由として、本件ウェブサイトに本件すし店の具体的な情報がないこと、リンクから誘導されるのは英文のウェブサイトであること、本件すし店は日本国外でのみ飲食物の提供を行っていること等を考慮すれば、本件各表示を見た需要者が、これを原告の店であると誤認して本件すし店へ訪れたとしても、それは日本の商標権の効力の及ばない国外で発生するため、日本国内で原告各商標権の出所表示機能が侵害されるものではないとも述べた。

#### (3) 商標権独立の原則及び属地主義の原則

知財高裁は、外国で適法に登録された商標がその外国で指定役務の提供を表示するために使用された場合、日本の商標権に基づきその使用を差し止める



ことは、実質的に見て、国内の商標の出所表示機能が侵害されていないにもかかわらず外国商標の適法な使用を制限することになり、商標権独立の原則及び属地主義の原則の観点からも相当ではないと述べた。

#### (4) 共同勧告<sup>1</sup>について

さらに、知財高裁は、商標法の属地性とインターネットの世界性との関係から生じる各国における商標権やその他の識別標識の抵触問題等を解決するための国際的ガイドラインとしてWIPOが採択した勧告（以下「共同勧告」という。）にも言及した。すなわち、本件各表示について上記のとおり解することは、共同勧告2条において、インターネット上の標識の使用はメンバー国で商業的効果（commercial effect）を有する場合に限り、当該メンバー国における使用を構成する、と定めていることとも整合すると述べた。そして、その「商業的効果」の判断については、同3条1項に照らし、本件すし店が日本で役務を提供しておらず、提供する計画もないこと（同項(a)）、本件各ウェブページには本件すし店の日本通貨の価格表示もないこと（同項(c)(ii)）、日本国内の連絡方法も掲載されていないこと（同項(d)(ii)）、及び前記した本件ウェブサイトの目的及び本件各表示が使用されている文脈を総合的に考慮すれば、本件各表示を本件ウェブサイトへ掲載することは、日本国内における商業的効果を有するということはできないから、日本国内における商標としての使用に当たるものではないというべきであると認定した。

#### 4. まとめ

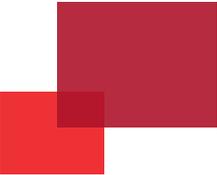
本件は、国外での事業に係る商標を自社の国内向けウェブサイトに掲載した場合に、国内の商標権に抵触するか否かが問題となった事案だが、これは一般的な結論としては捉えられない点に注意されたい。つまり、国内の他人の登録商標と同一・類似の商標を外国で使用しており、それを日本のウェブサイトに掲載した場合、常に商標権侵害・不正競争防止法違反に問われないと結論づけるには、本件はかなり複雑であるということである。

まず、知財高裁は、本件各表示が広告的に「使用」されていないとして侵害を否定した。商標権侵害の要件の一つである「使用」は、商標が「商標的使用態様」で使用されていることを要するもので、その態様は商標法（2条3項各号）に限定列挙されている。なぜ広告的「使用」が否定されたかという点、ウェブサイト上に、飲食店の「広告」としてあるべき情報が不足していること等が原因であった。しかし、「商標的使用態様」か否かを見極めるのは簡単ではないケースも多い。（なお、紙幅の関係で記載を省いたが、知財高裁は、不競法についても同様に「使用」に当たらないと結論づけた。）

また、知財高裁は、仮に「飲食店の広告的使用」に該当する場合、消費者が原告の店と勘違いして外国の本件すし店へ行くことがあったとしても、それは日本の商標権の効力の及ばない外国であるから、「国内の」出所識別機能を害せず侵害には当たらないとした。つまり、これが「飲食店」ではなく、国を跨いで流通する「商品」であった場合、話は大きく変わってくるだろう。

---

<sup>1</sup> 共同勧告：「Recommendation Concerning The Protection Of Marks, and Other Industrial Property Rights In Signs, On The Internet（インターネット上の商標及びその他の標識に係る工業所有権の保護に関する共同勧告）」<https://www.ipo.go.jp/news/kokusai/wipo/1401-037.html>



さらに、本件では属地主義の原則に言及があったが、「すしざんまい」のように、日本で周知な商標と同一・類似の商標を外国で登録・使用する場合には注意が必要である。本件ではスーパーズシが2009年にSushi Zanmai等の文字を含む商標をマレーシアで登録し現地ですし店を営んできたが、外国において周知な商標の登録を認めないとする国もある。

そして、知財高裁は属地主義の原則の解釈において「外国で適法に登録された商標が・・・」と述べていたが、現地で商標登録せずに使用していた場合は事案が異なるであろうし、外国における紛争にも発展しかねない。

最後に、裁判所がWIPOの共同勧告に言及されたのは珍しい例であるが、今後裁判において一つの指針として参照される可能性もあると思われるので、専門家は目を通しておくことをお勧めする。

- 被告表示目録掲載の本件各表示

1  
S u s h i   Z a n m a i

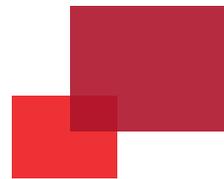


- 本件ウェブサイト上の被告各表示（判決文参照）

— 店舗紹介

	<p><b>Rakuzen (MALAYSIA)</b>          鮮魚を多用したメニューを昼夜問わず幅広い客層に楽しんでいただくことがコンセプトの和食レストランです。          鮮魚と米へのこだわりが特徴です。  <a href="http://www.superdining.com.my/">http://www.superdining.com.my/</a></p>		<p><b>のとや</b>          手軽に楽しめる定食を提供する「のとや」旬の食材を散りばめた日本の「定食」をお楽しみください。  <a href="https://www.superdining.com.my/notoya_sun">https://www.superdining.com.my/notoya_sun</a></p>
	<p><b>SUSHI JIRO</b>          お馴染みの回転寿司を単一価格で更に幅広い層のお客様に楽しんで頂ける「Sushi Jiro」です。  <a href="https://www.sushijiro.com.my/">https://www.sushijiro.com.my/</a></p>		<p><b>Edo Sushi</b>          主にシンガポール郊外で展開するお持ち帰り寿司。家庭で手軽に寿司を楽しめると人気です。</p>
	<p><b>Men Men Don Don</b>          ラーメン、うどん、親子丼をはじめとする丼物をリーズナブルな価格で提供しています。  <a href="http://mimdd.com.sg/">http://mimdd.com.sg/</a></p>		<p><b>Kura</b>          クアラルンプール、One World Hotel内で営業する高級和食店。本格的かつ伝統的な和食を提供しています。  <a href="http://www.superdining.com.my/">http://www.superdining.com.my/</a></p>
	<p><b>Sushi Zanmai</b>          手頃な価格で幅広い客層が楽しめる回転寿司。          厳選した食材と豊富なメニューで、人気を集めています。  <a href="http://www.supersushi.com.my/">http://www.supersushi.com.my/</a></p>		<p><b>Pasta Zanmai</b>          バラエティ豊かな独自のメニューを楽しめる和風パスタ店。現地の人々の好みに合わせた料理を提供しています。  <a href="http://www.superpasta.com.my/">http://www.superpasta.com.my/</a></p>

控訴審判決（要旨・全文）  
[https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei\\_ip/detail?id=6255](https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail?id=6255)



原判決（全文）

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/924/092924\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/924/092924_hanrei.pdf)